

平成20年9月橋本市議会定例会会議録（第1号）その2
平成20年9月1日（月）

（午前9時31分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は23人で、定足数に達してあります。

○議長（中上良隆君）これより平成20年9月橋本市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中上良隆君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

○議長（中上良隆君）この際、諸般の報告をいたします。

市長から平成20年8月22日付、橋総第93号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案33件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中に審議願います。

次に、平成19年度橋本市土地開発公社決算報告書、平成19年度財団法人橋本市文化スポーツ振興公社事業報告書・収支決算報告書の提出がありましたので、それぞれお手元に配付いたしております。

次に、監査委員から、平成20年8月7日付、橋監委第37号並びに橋監委第44号をもって例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、市長から、平成20年8月21日付、橋総第90号をもって健全化判断比率の報告、同じく橋総第91号をもって資金不足比率の報告があったので、それぞれその写しを配付いたしております。

次に、平成20年8月22日付、橋総第94号をもって市長専決処分事項の報告があったので、その写しを配付いたしております。

次に、議会事務局から、平成20年6月1日から8月31日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。
以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番 平林君、15番 石橋君の2人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（中上良隆君）日程第2 会期決定について を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第4号）について） から、日程

**第35 議案第15号 控訴上の和解について
までの33件**

○議長（中上良隆君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第4号）について）から、日程第35 議案第15号 控訴上の和解について までの33件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）皆さん、おはようございます。

本日、9月市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私ご多用の中、ご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

今年の夏は高温少雨でうだるような酷暑が続きまして、地球温暖化による気象変動を考えさせられる夏でございました。9月に入りましてもまだまだ暑い日が続いておりますので、議員の皆さん方におかれましては体調管理には十分にご配慮していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、6月市議会定例会以降の閉会中に生じた主な出来事について、ご報告をさせていただきます。

まずはじめに、議員各位におかれましては既にご承知のこととは存じますが、去る8月21日、九度山町長並びに九度山町議会議長から合併協議の申し入れがございました。本件につきましては、議会とも十分相談をさせていただきながら、適切な対応をまいりたいと考えております。

次に、企業誘致についてでございますが、去る7月16日に紀北橋本エコヒルズにおきまして、アルバックマテリアル株式会社和歌山

事業所の新築工事起工式がとり行われました。その後の建設につきましては、和歌山県、アルバックグループ関連会社、建設関連企業の皆さん方のご協力により、工程に従って順調に進んでおるところであります。操業は平成21年2月の予定となっております。

また、奈良県五條市の有限会社コバタ総合研究所が橋本市の紀北橋本エコヒルズに進出していただくこととなり、8月29日に中上議長、中本企業誘致対策調査特別委員会委員長が立ち会いで調印式を行いました。投資予定額は2億5,000万円、敷地面積1万5,000㎡、建物として延べ床面積2,000㎡でございます。操業開始は平成21年4月ごろということになってございます。

コバタ研究所はサプリメント、健康食品を中心に研究開発、製造、販売を行っておるということで、特に食品の研究開発の中で特産であります、柿のパウダーとか、非常に専門家も大勢おられるので、柿の加工の研究を積極的に取り組んでいきたいという心強いお話がございました。雇用は初年度は15名でございますが、3年間で約30名を新規に雇用いただく予定でございます。

次に、8月15日に開催いたしました第59回紀の川祭は、幸いにも天候に恵まれまして、市民をはじめ県内外から多くの皆様にお越しいただき、大変なにぎわいを見せました。とりわけ、和歌山県の仁坂知事にお越しいただき、夕暮れの紀の川を背景にした演歌歌手坂本冬美さんのステージは熱気あふれる素晴らしい催しとなりました。知事は最後の「ナイアガラ滝」の終了までご覧いただいております。

また、安全対策につきましては、すべてのイベントに万全を期したところであり、事故もなく無事終了することができました。実行委員会をはじめ関係の皆様方に心から感謝と

御礼を申し上げます。

次に、昨日の8月31日日曜日、市職員を対象とした防災訓練を実施いたしました。基礎体力の向上と被害状況の収集を目的に、管理職及び一般職員の希望者約120名参加のもと、午前6時に市役所本庁を出発いたしまして、境原方面と山田方面の二組に分かれ、それぞれ約14kmの道のりを歩行する訓練を行ったところであります。私は、非常時の際に、職員が的確に任務を遂行するためには、日頃から訓練を積み重ねる以外にないと考えており、これからも定期的に実施してまいりたいと考えております。

特に、宇界とか地域の状況を携帯のマイクで説明をしながら、業務上非常にこのことも大切であると認識をいたしておるところでございます。

次に、2008年北京パラリンピック大会に出場される中村智太郎選手についてでございます。中村選手は大会3日目の9月9日、水泳競技男子100m平泳ぎに出場いたします。前回のアテネ大会では見事銅メダルを獲得されました。今大会でも前回以上の成績が期待されている選手でございます。私たちの郷土、橋本市が生んだすばらしい選手に、市民の皆さん方などから約32万円のカンパと約200名の日の丸への寄せ書きをいただきました。カンパと寄せ書きは8月26日の壮行会にて多くの議員の皆さんのご出席とともに、関係自治会それぞれの関係しておる方150名が出席していただきまして、本人に手渡しをいたしたところでございます。皆さん方の温かいご理解とご協力に対し、厚く御礼を申し上げますとともに、中村選手の頑張りを期待し、一生懸命応援してまいりたいと考えております。

また、本市赤塚出身の横浜高校野球部の筒香嘉智選手は、春の第80回選抜高等学校野球大会に続いて、第90回全国高等学校野球選手

権記念大会で南神奈川代表として甲子園に出場されました。打順4番の重責を任せられ、今大会通算3本塁打、14打点、1試合個人最多打点タイの8打点、歴代23人目の2打席連続本塁打など記録づくめの大活躍をされました。まだ2年生であり、今後のご活躍を期待しておるところでございます。

さらに、硬式野球の中学年代でクラブチームをつくってございます。日本一を争う全国大会、第2回全国中学校野球選手権大会 ジャイアンツカップが8月11日から5日間にわたり、東京で開催されました。全国1,323チームから勝ち抜いた32チームが、中学生硬式野球日本一をかけた熱戦を繰り広げられました。和歌山県からは、主に橋本市の中学生で構成される和歌山北ボーイズが参加され、チャンスをもににするチーム力野球で全国の強豪を次々と下し、最終、東京ドームでの決勝まで勝ち進み、惜敗はしたものの準優勝という見事な成績を挙げられました。過日、その選手一同がご報告に参ってございますが、今後のさらなる飛躍を祈念する次第であります。

その他、県優勝され全国大会出場の恋野小学校の自転車、あるいは剣道、柔道、ゲートボール、多くの夏のスポーツで立派に和歌山県の代表として、橋本市からたくさんの皆さんが全国大会に臨まれておるわけでございます。青少年の健全育成等を中心に、あるいは老人の健康保全という面からも、非常に今までにない多くの成果を挙げられたということで喜んでおるところでございます。

また、7月27日には県下消防ポンプで操法大会がございまして、県下22チーム出場の中、高野口第2分団が優勝し、昨年に続き橋本消防団が2連覇を成し遂げておることも非常にうれしく思っております。そしてまた、市消防本部の若手の平井、田村君は、ロープ応用登はんの県大会でこれまた優勝をされまし

平成19年度では、医師の増員を図ることで医療提供体制のさらなる充実と稼働病床30床の増床を行った結果、総患者数は前年度に比べ1万6,675人の増加となり、総収入で7億5,203万9,473円の増収となりました。この結果、純損失は7億4,239万8,102円で、前年度より4億334万1,761円の改善を図ることができました。

以上が、平成19年度橋本市各会計決算の概要でございます。

なお、決算状況につきましては、各会計歳入歳出決算書のほか、監査委員の決算審査意見書及び主要施策成果報告書をあわせて提出させていただきましたので、ご照覧の上ご審議いただき、認定賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成19年度決算に関係して、本市の財政健全化判断比率について、ご報告申し上げます。

財政健全化判断比率につきましては、財政破綻団体ができるのを未然に防ぐため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、普通会計における実質赤字比率、普通会計、特別会計、公営企業会計も含めた連結実質赤字比率、さらに一部事務組合や広域連合なども含めて算定した実質公債費比率、その上に地方公社や第3セクター等も加えて算定した将来負担比率の4指標と、公営企業会計だけ適用される資金不足比率を合わせた計5指標について、平成19年度各会計決算をもとに算定し、今年度から議会に報告し、かつ公表しなければならないとされてございます。

また、平成21年度以降は、前年度決算をもとに算定したそれぞれの比率が、早期健全化基準または財政再生基準以上となれば、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、議会の議決を得なければなりません。

既に、本市の指標につきましては、県での算定数値の確認、市監査委員の審査を経ており、今議会に別紙報告書のとおり、監査委員の意見書を付してご報告させていただきました。

お手元の「健全化判断比率の報告について」と「資金不足比率の報告について」をご覧くださいませようお願いいたします。

まず、「健全化判断比率の報告について」でございます。

実質赤字比率は、普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわすもので、本市は赤字決算を計上していません。ちなみに、本市の早期健全化基準は12.8%、財政再生基準では20%で、約18億8,000万円の赤字を計上すれば早期健全化団体に、また約29億4,000万円の赤字を計上すれば財政再生団体となります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計、企業会計のすべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわすもので、本市は病院事業会計が赤字決算となるものの、病院以外の会計の合計額がこの赤字額を上回る黒字決算となるため、実質赤字比率と同様、数値としてはあらわれてまいりません。ちなみに、連結実質赤字比率における本市の早期健全化基準は、17.8%、財政再生基準は40%で、約26億1,000万円の赤字を計上すれば早期健全化団体に、また約58億8,000万円の赤字を計上すれば財政再生団体となります。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率をあらわすもので、本市の実質公債費比率は13.5%となり、25%以上で早期健全化団体、35%以上となると財政再生団体となります。

また、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわすもので、本市の将来負担比率は165.2%となり、350%以上で早期健全化団体となります。

以上が本市の平成19年度決算をもとに算定した4指標の比率であります。

続いて、「資金不足比率の報告について」をご覧くださいませようをお願いいたします。

この資金不足比率は、公営企業会計だけに適用される比率でございますが、本市の場合、病院事業会計が平成19年度資金不足額として8億7,304万4,000円と算定されるため、資金不足比率としては17.7%となります。この比率が20%以上となりますと、病院事業会計において経営健全化計画を策定しなければならないこととなります。

現在、医療収益の順調な伸びにあわせ、5カ年で不良債務を解消すべく取り組んでおりますので、比率的には今後減少していくと考えております。

いずれにいたしましても、本市の各指標の比率は早期健全化団体や財政再生団体となるような数値でございませませんが、依然として財政状況は厳しい現状に変わりはなく、今後も引き続き経費削減などに鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、財政健全化判断比率についてのご報告とさせていただきます。

続きまして、議案第1号 平成20年度橋本市一般会計補正予算（第5号）でございますが、9月補正予算額といたしましては、8億3,915万8,000円で、本年度予算総額は246億8,269万3,000円となります。

なお、9月補正予算額8億3,915万8,000円の中には、企業誘致を進めるための3億8,000万円の積立金のほか、今後の公共施設等の維

持管理のための積立金3,200万円やふるさと応援基金積立金50万円も含まれております。

歳入の主なものをご説明いたしますと、歳出予算に伴う特定財源として分担金、国庫支出金、県支出金、寄付金、諸収入、市債などをそれぞれ計上したほか、特定財源を差し引いた一般財源の必要額2億4,919万7,000円の財源として、地方交付税や特別会計繰入金、前年度繰越金などを計上いたしました。

続いて、歳出の主な補正を申し上げますと、総務費では、6月補正予算（第3号）で計上いたしました応其上人没後40年顕彰事業に要する経費を、橋本市応其上人没後40年顕彰事業実行委員会に補助金として支出することとし、予算の組み替えを行っております。

また、今議会に上程しております橋本市ふるさと応援基金の条例制定に伴い、当基金への積立金として50万円を予算化いたしました。

さらに、企業誘致を積極的に進めるため、橋本隅田地区Sゾーンの造成設計委託料として1,530万円を計上するとともに、紀北橋本エコヒルズの橋本隅田地区G6街区の一部造成を独立行政法人都市再生機構に委託する経費1億円を予算化しております。

なお、この財源には、今議会に上程しております橋本市企業誘致対策基金に3億8,000万円を一旦積み立て、その一部を取り崩して橋本隅田地区G6街区の一部造成費に充当しております。

次に、過誤納還付金として6,225万4,000円を計上いたしました。還付金の主なものは、国から地方への税源移譲によって生じる措置で、平成19年度分の所得税が課税されない程度の所得となった方を対象に住民税を還付するものであります。

また、市税賦課に要する経費では、平成20年4月の地方税法の改正により、公的年金の支払いを受けている方の個人住民税が、平成

21年10月から特別徴収されるのに伴い、社会保険庁などから電子データでその情報を提供してもらうため、エルタックス（電子システム）導入委託料として500万円を予算化いたしました。

次に、民生費では、三石台保育園周辺の急傾斜・土石流危険箇所監視装置設置委託料として1,100万円を計上したほか、幼保一元化施設高野口こども園の遊具や園用備品などの購入費として3,200万円を計上するとともに、平成20年2月8日に児童扶養手当法施行令の一部が改正され、それに伴い5,112万9,000円を増額補正することといたしました。

農林水産業費では、各自治会からの要望も多い農業施設等の補修用材料費を200万円増額するとともに、商工費では、現在橋本駅構内に設置されている観光案内所をJ A橋本駅前ビルに移転する経費として、修繕料や備品購入費など354万6,000円を予算化しております。

次に、土木費では、市道修繕費として400万円を補正するとともに、最近の金属類の価格高騰により市道に敷設している鉄板ぶたやグレーチングの盗難が相次いでいるため、その補充分として原材料費100万円を計上いたしました。また、市道清水西畑幹線整備事業においては用地買収の進捗に合わせ、工事費等として2,456万6,000円を増額しております。

教育費の主なものでは、中国四川省の地震による被害を背景に、国が教育施設の耐震化を推進するため財政上の優遇措置を講じることとしたため、本市も国の方針に基づき、耐震二次診断の結果、耐震指標（I s 値）が0.3未満となった応其小学校、高野口中学校の耐震補強工事を、平成20年度から22年度までの3年間で実施することとし、今議会には平成21年度に応其小学校の耐震補強を行うための設計委託料として、567万5,000円を計上いた

しております。

なお、耐震指標（I s 値）が0.3を超える教育施設については、地震防災緊急事業5カ年計画に基づき、平成24年度までに随時補強工事を行う計画でございます。

次に、災害復旧費では、去る5月24日から25日にかけての豪雨により被災した農地農業用施設8件のうち、先に専決処分を行った3件を除く5件の工事費及び公共土木施設（道路）2件の工事費等を計上いたしました。

また、9月補正予算要求時に各種団体等から申請のあった団体補助金については、今年度から適用した補助金等交付基準に基づき審査を行った結果、55件の補助金が確定し、6月補正時と同様に当初予算計上額との差額を各科目で予算化いたしております。

次に、議案第2号から議案第6号までは各特別会計補正予算であります。

まず、議案第2号 平成20年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、後期高齢者支援金及び介護保険給付金の確定に伴う納付金の減額や過年度精算に伴う療養給付費交付金返還金及び一般会計からの繰入金の過年度精算金を繰出金に計上しております。

議案第3号 平成20年度橋本市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、歳入では、平成19年度における老人保健医療給付費等の精算による国費などの追加交付金を計上するとともに、歳出では、県費の返還金及び一般会計からの繰入金の過年度精算金を繰出金に計上しております。

議案第4号 平成20年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、本事業にかかる消費税の支払い見込み額の増額に伴い補正を行うものであります。

議案第5号 平成20年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、平成19年度に

おける介護給付費等の確定に伴う国・県などへの返還金及び一般会計からの繰入金の過年度精算金を繰出金に計上しております。

議案第6号 平成20年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、本年6月の後期高齢者医療の制度改正により、当初保険料の更正が生じることから納付書などの印刷経費を増額補正するものであります。

議案第7号 平成20年度橋本市病院事業会計補正予算（第2号）は、賠償金並びにその損害保険収入について特別利益及び特別損失に計上するものであります。

議案第8号は、橋本市ふるさと応援基金条例の制定についてであります。本年4月30日にふるさと納税制度関係法律案が成立したことにより、地方公共団体に寄附金を納めていただく、一定の限度まで個人住民税や所得税が軽減されるようになりました。本市では、ふるさと橋本応援基金という名称で寄附金を募集しているところがございますが、既に6件の申し出があり、うち4件は納付済みとなっておりますので、いただいた寄附金を適正に管理運用するため橋本市ふるさと応援基金を設置するものであります。

議案第9号は、橋本市企業誘致対策基金条例の制定についてであります。全国的に企業立地活動が活発になる中、本市におきましても鋭意企業誘致に取り組んでおり、その成果が徐々に現れてきております。この機を逃さず企業誘致を円滑に進めるため、橋本市企業誘致対策基金を設置し、誘致用地の整備等を図りたく提案いたしました。

議案第10号は、橋本市公共施設等管理基金条例の制定についてであります。これは、宅地開発等により市に移管された道路や緑地といった公共施設等を維持管理するために必要な資金に充てるため、橋本市公共施設等管理基金を設置するものであります。

議案第11号は、橋本市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、市道の認定及び廃止についてであります。これは、南側道東家市脇線ほか17路線を新たに市道として認定するとともに、京奈和橋本道路事業に伴い3路線を廃止するものです。

議案第13号は、字の新設についてであります。独立行政法人都市再生機構が施行しております橋本都市計画事業橋本隅田土地地区画整理事業につきましては、使用収益が平成21年、換地処分が平成24年に予定されております。つきましては、当該事業の換地処分予定区域及び隣接区域をもって行政区画といたしたいので、新たに「紀ノ光台」という字を設置したく議会の議決を求めるものであります。

議案第14号は、訴訟の提起についてであります。これは、平成19年6月9日の豪雨により、隅田町下兵庫にある水野熙樹氏所有のブロック積擁壁が崩落し、市所有の農業用水路が損害を受けた件に関し、水野氏に対して、当該崩落により農業用水路及び隣接の水田上に堆積したコンクリート片及び土砂の除去、今後の崩落を防止するためのブロック積擁壁の設置並びに市がこうむった損害の賠償を求める訴訟を提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、控訴上の和解についてであります。これは、平成15年に発生した架空の生活保護支援システム導入事件に際し、使用者責任があるとして、協同リース株式会社から本市に対して損害賠償請求が提起された件について、本年4月21日大阪地方裁判所にお

いて出された判決に、双方とも不服として上級審に控訴しておりましたが、去る7月30日大阪高等裁判所から和解勧告がなされ、これ以上有利な判決が望みがたく、当該勧告を受諾するのが相当と考えますので、和解について議会の議決を求めるものであります。

以上、承認2件、認定16件、議案15件、計33件についてご説明を申し上げました。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（中上良隆君）市長の説明が終わりました。

○議長（中上良隆君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明9月2日から9月7日までの6日間は議案調査等のため休会とし、9月8日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

（午前10時14分 散会）